

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 4 月 20 日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター
院長 黒田 豊

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター
新病院建設整備事業

(2) 建設場所

埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目 851 番地

(3) 事業概要

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター新病院建設整備事業は、選定された事業者が、当院と契約を締結し、新病院の設計（基本設計・実施設計）及び施工業務等を一括して行う方式（設計施工一括発注方式）により実施するものである。

(3) 延床面積 約 20,000 m²（立体駐車場面積を含み、病院建物約 15,000 m²）

(4) 履行期限 平成 31 年 3 月 31 日まで

(5) 本業務は、技術提案を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して交渉権者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

(6) 納入場所

独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター

2. 競争参加資格

(1) 応募者の構成等

応募者は、本事業への参加を希望する単体又は複数の企業で構成されるグループとする。なお、複数の企業で構成されるグループとは、共同企業体のこととし、グループによる参加の場合は、施工業務にあたる者のうち主たる者、若しくは施工業務に当たる者が単独の場合はその者を代表企業とし、代表企業以外の企業は構成企業とする。なお、参加手続きは代表企業が代表して行い、通知等は代表企業に対してのみ行う。

(2) 代表企業（単独の場合を含む。）及び構成企業全者に共通する参加資格要件

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であ

って、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

- イ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(3) ア(ア)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

 - (ア) 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (ク) 前各号に類する行為を行なった者
- エ ウに該当する者を入札代理人として使用しない者
- オ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- キ 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- ク 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

(3) 業務別の参加資格要件

ア 設計業務に当たる者の参加資格要件

- (ア) 厚生労働省一般競争参加資格「建築関係コンサルタント」のA等級に格付けされ、関東甲信越ブロック一般競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立

てをした者については、手続開始の決定後、関東甲信越ブロックにおける一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (イ) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 平成 18 年度以後、日本国内において、一般病床 125 床以上の病院の新築工事の設計業務の完了した実績（官民は問わない）を 1 件以上有すること。
- (エ) 管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ケ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、日本国内において、単独又は企業体の管理技術者として、一般病床 125 床以上の病院の新築工事の実施設計業務の完了した実績を 1 件以上有すること又は意匠担当主任技術者として、一般病床 125 床以上の病院の新築工事の実施設計業務の完了した実績を 2 件以上有すること。
- (オ) 意匠担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ケ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、一般病床 125 床以上の病院設計業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
 - ④ 本業務に専任で配置できること。（基本設計に着手し、実施設計及び関連する諸手続が終了するまでの期間に限る。）
- (カ) 構造担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ケ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、一般病床 125 床以上の病院設計業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- (キ) 電気設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は同等の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ケ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、一般病床 125 床以上の電気設備にかかる病院設計業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- (ク) 機械設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は同等の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ケ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、一般病床 125 床以上の機械設備にかかる病院設計業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- (ケ) その他
 - ① 管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ 1 名とし、兼任しないこと。ただし、意匠担当主任技術者及び工事監理担当技術者は兼任することができ

る。

- ② 管理技術者とは、本事業に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。
- ③ 担当主任技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。
- ④ 管理技術者及び意匠、構造、電気設備、機械設備担当技術者の所属は、構成企業のいずれかを問わない。

イ 工事監理業務に当たる者の参加資格要件

- (ア) 厚生労働省一般競争参加資格「建築関係コンサルタント」の A 等級に格付けされ、関東甲信越ブロックの一般競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続き開始の決定後、関東甲信越ブロックにおける一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (イ) 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 平成 18 年度以後、日本国内において、一般病床 125 床以上の病院の新築工事の工事監理業務の完了した実績(官民は問わない)を 1 件以上有すること。
- (エ) 管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、日本国内において、単独又は企業体の担当技術者として、一般病床 125 床以上の病院の新築工事の工事監理業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- (オ) 建築担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、一般病床 125 床以上の病院の工事監理業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- (カ) 電気設備担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は同等の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、一般病床 125 床以上の病院の電気設備にかかる工事監理業務の完了した実績を 1 件以上有すること。
- (キ) 機械設備担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
 - ① 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は同等の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成 18 年度以後、一般病床 125 床以上の病院の機械設備にかかる工事監理に従事した実績があること。
- (ク) その他

- ① 管理技術者及び各担当技術者は、それぞれ1名とし、兼任しないこと。ただし、管理技術者と建築担当技術者は兼任することができる。
- ② 管理技術者とは、本業務に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。
- ③ 担当技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。
- ④ 管理技術者、建築担当技術者、電気設備担当技術者及び機械設備担当技術者の所属は、構成企業のいずれかを問わない。

ウ 施工業務に当たる者の参加資格要件

施工業務に当たる者が複数の場合、施工業務に当たる者のうち主たる者は、(ア)～(カ)の要件を満たし、その他の者は、(ア)の要件を満たすこと。

なお、施工業務に当たる者が単独の場合は、(ア)～(カ)の要件を全て満たすこと。

- (ア) 厚生労働省一般競争参加資格「建築一式工事」のA等級に格付けされ、関東甲信越ブロックの一般競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東甲信越ブロックにおける一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (イ) 特定建設業の許可(建築一式)を有すること。ただし、その他の者は担当する業種のみで可とする。
- (ロ) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査(参加証明書の提出日において有効なもの(審査基準日から1年7ヶ月以内)に限る。)の建築一式の総合評定値が1,700点以上の者。
- (ハ) 平成18年度以後、日本国内において、建築一式工事で一般病床125床以上の病院の新築工事の元請として完成引渡しの完了した実績(官民は問わない。共同企業体の場合は代表構成員で出資比率の持ち分が30%以上とする。)を1件以上有すること。
- (ニ) 以下に示す要件を全て満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置すること。
 - ① 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成18年度以後、日本国内において、一般病床125床以上の病院の新築工事において、通算12ヶ月以上、監理技術者の立場で業務を完了した実績を1件以上有すること。
- (ホ) 以下の要件を全て満たす建築施工担当者を、専任で配置すること。
 - ① 一級建築士の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成18年度以後、一般病床125床以上の病院の工事施工業務の完了した実績を1件以上有すること。

- (キ) 以下に示す要件を全て満たす電気設備施工担当者を、専任で配置すること。
- ① 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は同等の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成18年度以後、日本国内において、一般病床125床以上の病院の電気設備にかかる施工業務の完了した実績を1件以上有すること。
- (ク) 以下に示す要件を全て満たす機械設備施工担当者を、専任で配置すること。
- ① 一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は同等の資格を有すること。
 - ② 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - ③ 平成18年度以後、日本国内において、一般病床125床以上の病院の機械設備にかかる施工業務の完了した実績を1件以上有すること。
- (ケ) その他
- ① 監理技術者及び各担当技術者は、それぞれ1名とし、兼任しないこと。ただし、監理技術者と建築施工担当者は兼任することができる。

3. 総合評価に関する事項

(1) 交渉権者の決定方法

総合評価では、技術提案と入札価格の二つの面から評価を行う。総合評価点は、技術提案評価点と入札価格評価点を用いて、以下の式により算出し、最も総合評価点が高い応募者を第一交渉権者として選定する。

総合評価点 = 技術提案評価点 (満点 100 点) + 入札価格評価点 (満点 30 点)

入札価格評価点 = 応募者中の最低入札価格 ÷ 応募者の入札価格 × 30 点

(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める)

(2) 評価項目 評価項目及びその詳細は入札説明書等による

4. 入札手続等

(1) 担当部署

〒331-8625 埼玉県さいたま市北区盆栽町453番地

独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター 事務部 経理課

電話 048-663-1671 (代表番号)

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

交付期間：平成 28 年 4 月 20 日（水）～平成 28 年 5 月 11 日（水）

（土日祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで）

事前に電話にて担当部署へ予約をお願いします。

交付場所：(1)担当部署に同じ。

(3) 参加表明書類の提出期限並びに提出場所

提出期限：平成 28 年 5 月 30 日（月）午後 5 時

提出場所：(1)担当部署に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提案書（技術提案）の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成 28 年 6 月 28 日（火）午後 5 時

提出場所：(1) 担当部署に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 入札書類の提出及び開札の日時及び場所

対象の応募者に別途通知

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 契約の履行保証

落札者は、公共工事履行保証証券による保証（2 年のかし担保保証特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金相当額の 10 分の 3 以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、参加表明書に虚偽の記載をした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1) に同じ。

(7) 詳細は入札説明書等による。